

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社アルチザネットワークス			コード	6778
提出日	2026/10/6	異動（予定）日	2026/10/23		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会にて選任されるため新たに指定する。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	久米 富幸	社外監査役	○													○		有
2	串間 和彦	社外監査役	○													○		有
3	手柴 勝一	社外取締役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		社外監査役の久米富幸氏は、過去に富士通株式会社のモバイルシステム事業本部本部長代理を務めましたが、7年前に同社の関連会社である富士通テレコムネットワークス株式会社へ異動され、同社の代表取締役社長に就任いたしました。その後2年前に同社代表取締役を退任されております。これらのことから経営陣に著しい影響を及ぼす可能性はないと考えられ、一般株主と利益相反の生じるおそれがない公正かつ客観的な立場から経営全般にわたる監査活動を行うことができるものと判断し、独立役員として指定しております。
2		社外監査役の串間和彦氏は、過去にNTT 情報流通基盤総合研究所サービスインテグレーション基盤研究所長などを務められ、その後2017年4月に関連会社であるNTTテクノクロス社長に就任され、相談役を経て、2022年6月に同社を退任しております。これまでの経歴を踏まえたと経営陣に著しい影響を及ぼす可能性はないと考えられ、一般株主と利益相反の生じるおそれがない公正かつ客観的な立場から経営全般にわたる監査活動を行うことができるものと判断し、独立役員として指定しております。
3		社外取締役の手柴勝一氏は、エレクトロニクス・情報通信分野の先端技術商社である株式会社マクニカにおいて、カンパニープレジデントや戦略技術本部長、グローバルイノベーションソーシング室長などの要職を歴任し、最先端技術の発掘・展開及び事業戦略の推進において豊富な経験と高い専門性を有しております。同氏が培ってきたグローバルな技術トレンドに対する深い知見と、先進的なテクノロジーを見極める先見性は、5G/6Gをはじめとする通信計測・アシュアランス市場で事業を展開する当社の経営監督及び事業成長において極めて有用であると判断いたしました。豊富な業界知見に基づく客観的かつ効果的なアドバイスを通じて、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化と中長期的な企業価値向上に貢献いただくことを期待しており、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。